

# 令和3年度 第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議次第

令和3年5月10日（月）

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について（5月7日政府決定）・・・関連する資料は3頁
- ・東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を対象区域に指定
  - ・4月25日（日）～5月11日（火）としていた期間を5月31日（月）までに延長

- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等について・・・関連する資料は4～13頁

＜公共施設等区が関連する施設の取扱いについて＞

	5月12日～5月31日	4月25日～5月11日
劇場、公会堂など	収容率50%、 5時～21時までの時間短縮（イベント時以外は20時まで） カラオケ設備使用自粛	無観客（※）
貸会議室、多目的ホールなど		
屋外体育施設		
屋内体育施設	休業	休業
博物館等		

※東京都の措置で「無観客」の取扱いとしている区施設については、休止している。

※都立の劇場・ホール、屋外体育施設については、5月11日まで休館としていたが、5月12日以降は方針に沿って再開する。

- (3) 東京都緊急事態措置等を踏まえた北区の対応等について
- ・区民への不要不急の外出や会食等の自粛、「三密」（密閉・密集・密接）回避等の呼び掛け・周知を行う。
- 北区ニュース、北区ホームページ、防災行政無線等による

※防災行政無線については、引き続き午前9時55分・午後5時50分の1日2回放送を行う。

- ・会館・区民センターなどの貸出施設については、原則として東京都の緊急事態措置等の内容に沿って再開する。ただし、屋内体育施設・博物館等については休止を継続する。

### 3 閉 会

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12日以降については、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することとされました。

また、5月9日以降については、特措法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示が行われました。

さらに、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1、2及び3のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

（別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

---

令和3年5月7日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

---

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年5月12日（水曜日）0時から5月31日（月曜日）24時まで

## (3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請

---

### ● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

### ● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 施設規模に応じて休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	映画館、プラネタリウム 等	<p>【1,000㎡超の施設】  <b>休業を要請</b>            (法第24条第9項)            (生活必需物資を除く。)</p> <p>【1,000㎡以下の施設】            休業の協力を依頼            (生活必需物資を除く。)</p>
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (2) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

<b>施設の種類</b> (特措法施行令第11条該当施設)	<b>内 訳</b>	<b>要請内容</b>
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>休業を要請</b>                              (法第45条第2項)                              (酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。)</li> <li>●<b>特措法施行令第12条に規定される各措置を要請</b>                              (法第45条第2項)</li> </ul>
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置                              (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul>

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）



### 3. 事業者向けの要請等

#### (3) 営業時間の短縮等を要請する施設（遊興施設、飲食店等）

<b>施設の種類</b> (特措法施行令第11条該当施設)	<b>内 訳</b>	<b>要請内容</b>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請                (5時から20時まで)                (法第45条第2項)</li> <li>● <b>特措法施行令第12条に規定される各措置</b>を要請                (法第45条第2項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置                    (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>酒類及びカラオケ設備の提供停止</b>の要請（法第45条第2項）</li> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>酒類及びカラオケ設備の提供停止</b>の要請（法第45条第2項）</li> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 規模要件（人数上限・収容率等）に沿った施設使用の要請等を行う施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (人数上限5,000人かつ収容率50%等) (法第24条第9項)</li> <li>●営業時間短縮を要請 (5時から21時まで) 〔 イベント開催時以外は、 5時から20時まで 〕 (法第24条第9項)</li> <li>●入場整理等の実施を要請 (法第45条第2項)</li> <li>●店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> </ul>
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・部活動の自粛 ・オンラインの活用等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）に沿った開催を要請**（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮の要請**（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等の要請**（法第24条第9項）

# 都立施設等の対応

## 5月12日以降の対応

- **上野動物園、美術館・博物館、屋内スポーツ施設などの都立施設は休館を継続**
- **以下の都立施設は基本的対処方針に沿って再開**
  - 劇場・ホール : 東京芸術劇場、東京文化会館
  - 屋外スポーツ施設 : 駒沢オリンピック公園総合運動場（屋外施設）等
- **都立公園の対応**
  - ・ 通行規制、特定エリアの立入制限、宴会、飲食等の自粛要請を継続
  - ※ 駐車場については再開